



# 金 沢 市 公 報

号外第13号の7

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●訓令甲		○金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱	
○金沢市職員人事評価実施規程 (人事課)	1	(住宅政策課)	9
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	2	○金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱 ( " )	13
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人事課)	3	○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	15
○金沢市文書取扱規程の一部改正について (文書法制課)	3	○金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	15
○金沢市職員任用規程の一部改正について (人事課)	3	○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	15
○金沢市辞令式に関する規程の一部改正について ( " )	3	○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)	15
○市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正について (税務課)	4	○金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について ( " )	16
●告 示		○いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について ( " )	17
○行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱 (行政経営課)	4	○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	17
○金沢市臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱 (福祉総務課)	4	○金沢市地方競馬電話投票実施要綱の廃止について (農業振興課)	18
		○金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱の廃止について (福祉総務課)	18

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

金沢市職員人事評価実施規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、市長の事務部局の職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 市長の事務部局の一般職の職員(臨時的に任用された職員を除く。以下「職員」という。)に対する能力評価及び業績評価をいう。
- (2) 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (3) 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (4) 被評価者 この規程による人事評価を受ける職員をいう。

(5) 評価者 被評価者の監督者の中から人事評価を行う者として市長が指定した者をいう。

(調整者等の指定)

第3条 人事評価の実施に当たっては、評価者間の評価の均衡を確保するため、調整者その他必要な者を指定することができる。

(人事評価の期間)

第4条 人事評価の期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

(1) 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

(2) 業績評価 毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

(標準職務遂行能力)

第5条 地方公務員法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力は、別に定める。

(人事評価の結果の開示)

第6条 被評価者の人事評価の結果は、別に定めるところにより、当該被評価者に開示するものとする。

(異動、併任等への措置)

第7条 人事評価の実施に際し、職員に異動、併任等があった場合については、評価の引継その他適切な措置を講ずるものとする。

(人事評価の結果の活用)

第8条 人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(苦情への対応)

第9条 第6条の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情については、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## ●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「(市長公室長を除く。)」を削る。

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「調査統計室」の次に「、スポーツ振興課、金沢マラソン推進課」を加え、「、市民スポーツ課、金沢マラソン推進課」を削り、「割振り」を「割り振り」に改める。

第2項中「割振り」を「割り振り」に改める。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第3条 金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「公営企業管理者 市長公室長」を「公営企業管理者」に、「総務局長」を「総務局長 文化スポーツ局長」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第4条 金沢市不祥事防止対策本部規程(平成22年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「公営企業管理者 市長公室長」を「公営企業管理者」に、「総務局長」を「総務局長 文化スポーツ局長」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## ●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中アを削り、イをアとし、同アの次に次のように加える。

イ 市民局に関する事務

第2条第3号中「濱田副市長」を「細田副市長」に改め、同号中エを削り、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 文化スポーツ局に関する事務

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## ●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第6条第1項第2号中「あて名」を「宛名」に改め、同項第4号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別表中「すべて」を「全て」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## ●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市職員任用規程（昭和28年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第7条第3号を次のように改める。

(3) 人事評価

## 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## ●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中「次に」を「次の各号に」に改め、「それぞれ」を削り、同条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「懲戒処分」を「分限処分又は懲戒処分」に改め、「又は職員の意に反してその職を免ずること」を削り、同条第16号とし、同条第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 降給 分限処分として、職員の職務の級又は号給を、下位の職務の級又は号給に変更すること。

別表中第41項を第42項とし、第36項から第40項までを1項ずつ繰り下げ、同表第35項中「第36項」を「第40項」に改め、同項を同表第36項とし、同表中第9項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 降給する場合

職員の分限及び懲戒に関する条例第〇条(第〇号)の規定により分限処分として〇職給料表〇級〇号給に降給する

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第7号

庁 中 一 般

市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱(昭和30年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中「法第15条の規定による徴収猶予」を「徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に改め、同条第3号中「徴収猶予の条件には該当しないが」を「前2号に掲げる場合のほか」に、「一時に納付」を「一時に納付し、」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第97号

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱

(金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 金沢市行政改革推進本部設置要綱(平成7年告示第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「公営企業管理者 市長公室長」を「公営企業管理者」に、「総務局長」を「総務局長 文化スポーツ局長」に改める。

(金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人金沢国際交流財団」を「公立大学法人金沢美術工芸大学 公益財団法人金沢国際交流財団」に、「公益社団法人金沢職人大学校 公立大学法人金沢美術工芸大学」を「公益社団法人金沢職人大学校 公益財団法人金沢市スポーツ事業団」に、「公益社団法人金沢ボランティア大学校 公益財団法人金沢市スポーツ事業団」を「公益社団法人金沢ボランティア大学校」に改める。

別表第2中「国際交流課長 文化政策課長 歴史建造物整備課長 総務課長」を「企画調整課長 国際交流課長」に、「財政課長」を「財政課長 文化施設課長 歴史都市推進課長 スポーツ振興課長」に、「市民協働推進課長 市民スポーツ課長」を「市民協働推進課長」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市告示第98号

金沢市臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下「臨時福祉給付金等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「臨時福祉給付金」とは、消費税率の引上げに際し、低所得の市民に与える負担の影響に鑑み、低所得の市民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として本市が市民に対して支給する平成28年度の給付金をいう。

2 この要綱において「障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金」とは、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、本市が市民に対して支給する平成28年度の給付金をいう。

(臨時福祉給付金の支給対象者)

第3条 臨時福祉給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金に類する給付金で市長が別に定めるものが支給される者を除く。）に支給する。

- (1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次号において同じ。）を本市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの
- (3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）
- (4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者をいう。以下同じ。）であって、その入所等をしている施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託をされている者に限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下このイにおいて「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下このイにおいて「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下このイにおいて「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。）

- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下このウにおいて「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託をされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除く。）
- カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（第5項において「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次のアに掲げる要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たもの
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。
- ウ 売春防止法に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- エ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- (6) 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）

を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- 4 基準日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、同号イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たものについては、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。この場合において、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることについて確認ができた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとし、当該確認ができない場合で配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できたときには、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は当該者の扶養親族等とみなして臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとする。
- 6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下この号及び次号並びに第9条第4項において「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の支給対象者）

第4条 障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の支給対象者は、前条第1項の臨時福祉給付金の支給対象者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある者（同年5月分の受給のない者を除く。）又は同年5月分の受給がある者に支給する。

- (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金
- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この号において「60年改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）及び60年改正法附則第87条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた60年改正法第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。）
- (3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）
- (4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によるものとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附

則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、金沢市高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に関する要綱（平成28年告示第74号）第2条に規定する高齢者向け臨時福祉給付金の支給を受けた者には、障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金を支給しない。

（支給額）

第5条 臨時福祉給付金の支給額は、臨時福祉給付金の支給対象者1人につき3,000円とする。

- 2 障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の支給額は、障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の支給対象者1人につき30,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第6条 臨時福祉給付金等の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 臨時福祉給付金等の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項に定める日から3か月を経過した日とする。

（申請及び支給の方式）

第7条 臨時福祉給付金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及び臨時福祉給付金等の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式（申請者が申請書（前項の申請書をいう。以下同じ。）を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 窓口申請方式（申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- (3) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により支給する方式をいう。）

- 3 申請者は、臨時福祉給付金等の支給の申請に当たっては、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本（次条第3項において「公的身分証明書の写し等」という。）を提出し、又は提示するものとする。

（代理による申請）

第8条 代理人（臨時福祉給付金等の支給の申請を代理する者をいう。次項及び第3項において同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、申請者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
  - (3) 親族その他の平素から申請者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの
- 2 代理人は、臨時福祉給付金等の支給の申請をしようとするときは、申請書に加え、委任状を提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。

- 3 市長は、代理人による臨時福祉給付金等の支給の申請について、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が当該代理人本人であること及び代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

（支給の決定及び支給）

第9条 市長は、第7条の規定による臨時福祉給付金等の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時福祉給付金等の支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時福祉給付金等を支給する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に規定する児童等について、当該児童等分の臨時福祉給付金等につき、当該児童等の保護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金等の不支給を決定する（本市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金等の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する者が同項に規定する申出を行った場合で、



当該者分の臨時福祉給付金等につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、臨時福祉給付金等の不支給を決定する（当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金等の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、第3条第6項に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金等につき同項各号に規定する養護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金等の不支給を決定する（本市において、当該第3条第6項に規定する者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金等の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

（臨時福祉給付金等の支給に関する周知）

第10条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時福祉給付金等の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 第6条第2項の期限までに、臨時福祉給付金等の申請を行わない者は、臨時福祉給付金等の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9条第1項の規定により臨時福祉給付金等の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時福祉給付金等の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、臨時福祉給付金等の支給を受けた後に当該臨時福祉給付金等の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金等の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金等の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 臨時福祉給付金等の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第99号

金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、郊外部において個人住宅を新築し、又は購入した移住者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 移住者 第5条第1項の規定による申請の日において、本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住しようとする者で、次に掲げる要件に該当するものをいう。
- ア 本市並びに白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいること又は勤務し、若しくは事業を営む予定であること。
- イ 本市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していたこと。
- (2) 個人住宅 一般個人住宅及び二世帯個人住宅をいう。
- (3) 地区整備計画等 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、建築基準法第73条第1項の規定により認可を受けた建築協定に係る建築物に関する基準、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に

関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画及び金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）第20条第1項に規定する防災まちづくり協定の締結に係る地区施設整備計画をいう。

- (4) 一般個人住宅 1戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもののうち、二世帯個人住宅以外のものをいう。

ア 延べ面積のうち、専ら自己の居住の用に供されている部分の床面積が100平方メートル以上280平方メートル以下であること。

イ 延べ面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されていること。

ウ その敷地面積が、地区整備計画等で敷地面積の最低限度を定めている場合にあっては当該定められている面積以上、地区整備計画等で敷地面積の最低限度を定めていない場合にあっては150平方メートル以上であること。

エ 地区整備計画等の内容に適合したものであること。

オ 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価を受け、同項の規定により、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が交付されるものであること。

(イ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定を受け、同法第7条の規定による通知を受けるものであること。

カ 敷地内の緑被率（金沢市斜面緑地保全基準（平成12年告示第73号）に規定する緑被率をいう。）が30パーセント以上であること。

- (5) 二世帯個人住宅 1戸建ての住宅の用に供する家屋で次に掲げる要件を備えるもののうち、市長が定める二世帯住宅の要件に関する基準に適合するものをいう。

ア 延べ面積が150平方メートル以上280平方メートル以下であること。

イ 前号イからカまでに掲げる要件を備えていること。

- (6) 借入金等 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得（以下この号及び第4条第1項第1号において「土地等の取得」という。）に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。）をいう。

- (7) 奨励金交付対象区域 地区整備計画等（建築物に関する基準が定められているものに限る。）が定められた区域のうち、次のいずれにも該当する区域をいう。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）であり、かつ、商業地域、工業地域及び工業専用地域と定められた区域以外の区域であること。

イ 条例第2条第2項に規定する郊外部であること。

- (8) 若年者 第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては、第8条第1項の規定による申請）を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。

- (9) 多子世帯該当者 第8条第1項の規定による申請の日における満年齢が18歳未満の者（以下この号において「対象児童」という。）が3人以上いる世帯に属する者であり、かつ、当該者が新築し、又は購入した個人住宅において3人以上の対象児童（当該者の世帯に属する者に限る。）と同居する者をいう。

（奨励金の交付）

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内に個人住宅を新築した移住者で、当該個人住宅の新築に係る借入金等を有しているもの

- (2) 自己の居住の用に供するため、奨励金交付対象区域内の建築後使用されたことのない個人住宅を購入し、かつ、居住する移住者で、当該個人住宅の購入に係る借入金等を有しているもの

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する移住者で、一般個人住宅を新築し、又は購入したもの 一般個人住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が、新築にあつては当該住宅の工事請負額を、購入にあつては当該住宅の購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合については、当該工事請負額又は購入額に相当する額とする。以下「対象借入金等の額」という。）の5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、1,000,000円

を超えないものとする。

- (2) 前条各号のいずれかに該当する移住者で、二世帯個人住宅を新築し、又は購入したもの 二世帯個人住宅に係る対象借入金等の額の7.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、1,500,000円を超えないものとする。
- 2 前項の規定に該当する者が若年者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。
- 3 第1項の規定に該当する者が多子世帯該当者である場合には、同項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の1パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、200,000円を超えないものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の合計額は、500,000円を超えないものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、第1項の規定に該当する者が個人住宅を共有する場合の奨励金の限度額は、これらの規定に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額以内の額とする。

(計画の認定申請等)

第5条 個人住宅を新築し、又は購入しようとする移住者で、奨励金の交付を受けようとするものは、個人住宅の新築にあつては当該新築の工事の着手前に、個人住宅の購入にあつては当該購入の契約の締結前に、郊外部移住者住宅取得計画認定申請書(様式第1号)により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、郊外部移住者住宅取得計画変更認定申請書(様式第2号)により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の認定の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の認定を受けた者(前条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。第4号及び次条第1項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 個人住宅の新築に係る認定にあつては、当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。
- (3) 第5条第2項の規定による認定の通知のあつた日から、個人住宅の新築に係る認定にあつては1年を、個人住宅の購入に係る認定にあつては6か月を経過してもなお次条の規定による奨励金の交付の申請を行わないとき。
- (4) 第5条第1項の認定を受けた者から当該認定に係る計画を取りやめる旨の届出があつたとき。

(交付の申請等)

第8条 第5条第1項の認定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る個人住宅に居住した日から当該居住した日から起算して6か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が当該奨励金の交付の対象となつた個人住宅に係る借入金等の全部又は一部を当該借入金等の借入日又は発生の日から5年を経過する日までの間において繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となつたときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者
- (2) 個人住宅の新築又は購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
- (3) 市税を滞納している者

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

郊外部移住者住宅取得計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名 ㊟

郊外部移住者住宅取得奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 計画の種類	新築	購入
2 建築主又は購入者		
3 建築場所	金沢市	
4 地区整備計画等の名称	(建築等の了承の通知日 )	
5 敷地の面積		
6 住宅の延べ面積(予定)	自己の居住部分	m <sup>2</sup>
	居住以外の部分	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>
7 完成又は購入年月日(予定)	年 月 日	
8 工事請負額又は住宅の購入額(予定)	円	
9 借入の内容(予定)	借入先	
	借入者	
	借入金額	円
	償還期間	年 月
10 個人住宅	一般個人住宅	二世帯個人住宅
11 若年者加算の場合の申請者の年齢(申請する年度の4月1日現在)	歳	
12 多子世帯(予定)	該当する	該当しない
13 用途地域		
年 月 日		
(宛先) 金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。		
申請者	住所 氏名	㊟

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 奨励金額算出表
- (2) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かる図面)、平面図及び求積図
- (3) 緑被率計算書
- (4) 地区整備計画等に合致していることを証する書類の写し
- (5) 勤務地証明書又は勤務予定申告書及び戸籍の附票

様式第2号(第6条関係)

郊外部移住者住宅取得計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた計画を変更したいので、金沢市郊外部移住者住宅取得奨励金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

1	建築主又は購入者		
2	建築場所	金沢市	
3 変 更 の 内 容	(1) 認定を受けた者の変更	変 更 前	住所 氏名
			住所 氏名
		変 更 後	住所 氏名 ⑩
			住所 氏名 ⑩
	(2) その他の変更	変 更 事 項	
		変 更 前	
変 更 後			
※新たに認定を受けることとなった者については、以下も記入してください。			
		年 月 日	
(宛先) 金沢市長		計画の認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を市長が調査することに同意します。	
新たに認定を受けることとなった者		住所 氏名	⑩

備考 次に掲げる書類のうち、変更になった書類を添付してください。

- (1) 奨励金額算出表
- (2) 付近見取図、配置図(植栽の状況が分かる図面)、平面図及び求積図
- (3) 緑被率計算書
- (4) 勤務地証明書又は勤務予定申告書及び戸籍の附票

●金沢市告示第100号

金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市郊外部移住者マンション購入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市定住の促進に関する条例(平成13年条例第5号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、郊外部において共同住宅(分譲を目的とするものに限る。以下「マンション」という。)の住戸を購入した移住者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郊外部 条例第2条第2項に規定する郊外部をいう。
- (2) 移住者 第6条第1項の規定による申請の日において、本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住

しようとする者で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 本市並びに白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいること又は勤務し、若しくは事業を営む予定であること。

イ 本市の区域内に移住する前に本市の区域外に3年以上居住していたこと。

(3) 住戸 マンションの専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）で、居住の用に供するものをいう。

(4) 認定マンション 市長が定めるマンションの仕様、規模等に係る基準に適合するものとして次条第1項の市長の認定を受けたマンションをいう。

(5) 借入金等 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得（以下この号及び第5条第1項において「土地等の取得」という。）に要する資金に充てるための借入金及び当該土地等の取得の対価に係る債務を除く。）をいう。

(6) 若年者 第6条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。

（マンションの認定）

第3条 郊外部においてマンションを新築し、及び分譲しようとする者は、当該マンションを新築する前に、当該マンションが奨励金の交付の対象となる旨の市長の認定を受けることができる。

2 前項の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（奨励金の交付）

第4条 奨励金は、自己の居住の用に供するため、認定マンションの住戸（新築後使用されたことのない住戸に限る。）を購入した移住者で、当該認定マンションの住戸の購入に係る借入金等を有しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、認定マンションの住戸の購入に係る借入金等の額（この額が当該認定マンションの住戸の購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を超える場合については、当該購入額に相当する額とする。次項において「対象借入金等の額」という。）の2.5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。

2 前条の規定に該当する者が若年者である場合には、前項の規定により算出する奨励金の額に、対象借入金等の額の2.5パーセントに相当する額以内の額を加えるものとし、その額は、500,000円を超えないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に該当する者が認定マンションの住戸を共有する場合の当該奨励金の限度額は、これらの規定に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額以内の額とする。

（交付の申請等）

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して6か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

(1) 購入日（認定マンションの住戸の購入に係る売買契約を締結した日をいう。次号において同じ。）が完成日（認定マンションについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けた日をいう。以下同じ。）前の日である場合 完成日

(2) 購入日が完成日後の日である場合 購入日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、完成日から起算して1年を経過する日後に認定マンションの住戸の購入に係る売買契約を締結した者は、同項の規定による申請をすることができない。

（交付の決定の取消し等）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が当該奨励金の交付の対象となった認定マンションの住戸に係る借入金等の全部又は一部を当該借入金等の借入日又は発生の日から5年を経過する日までの間において繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（適用除外）

第8条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者
  - (2) 認定マンションの住戸の購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
  - (3) 市税を滞納している者
- (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条第1項の市長の認定を受けたマンションで、その完成日から起算して1年を経過する日までの間に第6条第1項の規定による交付の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

●金沢市告示第101号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号中「又は」を「、」に改め、「性風俗関連特殊営業」の次に「又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業」を加える。

附則第3項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成28年3月31日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、同年6月23日から施行する。

●金沢市告示第102号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

●金沢市告示第103号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第2項第3号中「養護老人ホーム」の次に「及び特別養護老人ホーム」を加え、「第8条第22項」を「第8条第28項」に、「介護保険施設又は」を「介護老人保健施設、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設若しくは」に、「第29条第1項」を「第5条第11項」に、「指定障害者支援施設（以下「障害者支援施設等」という。）」を「障害者支援施設」に、「又は」を「、若しくは」に改め、「入院している者」の次に「又は児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けている者で同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関に入院しているもの若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を受けている者」を加える。

第7条第3号を次のように改める。

- (3) 第3条第2項第3号に該当する者になったとき。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市告示第104号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」を「金沢市定住の促進に関する条例」に改める。

第2条第2号ア及び第3号ア中「240平方メートル」を「280平方メートル」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 駐車場等土地活用型個人住宅 個人住宅のうち、第5条第1項の規定による申請の日において、当該個人住宅の敷地となる土地が引き続き3年以上にわたり、空き地、駐車場その他の更地である個人住宅をいう。

第2条第8号中「第5条第1項の規定による申請（次条第2号に該当する者にあつては、第10条第1項の規定による申請）を行う年度の4月1日」を「第10条第1項の規定による申請の日」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第9号中「時点」を「日」に改め、同号ア中「本市内に勤務し、又は勤務する」を「本市並びに白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む」に改め、同号イ中「本市内」を「本市の区域内」に、「移住する予定である」を「移住しようとする」に改め、同号ウ中「本市内」を「本市の区域内」に、「市外」を「本市の区域外」に改める。

第4条第5項中「1パーセント」を「2.5パーセント」に、「200,000円」を「500,000円」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日限り」を「平成33年3月31日限り、」に改める。

様式第1号中「12 多子世帯」を「12 多子世帯（予定）」に改め、同様式の備考に次のように加える。

(7) U J I ターン該当者は、勤務地証明書又は勤務予定申告書及び戸籍の附票

#### 附 則

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 次項に定めるもののほか、この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下この項及び次項において「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項（新要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行ったこの告示による改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下この項及び次項において「旧要綱」という。）第5条第1項（旧要綱第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 新要綱第2条第8号及び第9号並びに第4条第5項の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請（新要綱第3条第2号に該当する者にあつては、新要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金について適用し、同日前に行った旧要綱第5条第1項の規定による申請（旧要綱第3条第2号に該当する者にあつては、旧要綱第10条第1項の規定による申請）に係る奨励金については、なお従前の例による。

### ●金沢市告示第105号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」を「金沢市定住の促進に関する条例」に改める。

第2条第4号中「以下」の次に「この号及び第5条第1項において」を加え、同条第6号中「時点」を「日」に改め、同号ア中「本市内に勤務し、又は勤務する」を「本市並びに白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡津幡町及び内灘町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいる者又は勤務し、若しくは事業を営む」に改め、同号イ中「本市内」を「本市の区域内」に、「移住する予定である」を「移住しようとする」に改め、同号ウ中「本市内」を「本市の区域内」に、「市外」を「本市の区域外」に改める。

第5条第3項中「1パーセント」を「2.5パーセント」に、「200,000円」を「500,000円」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

#### 附 則

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前に行ったこの告示による改正前の



金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第106号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「の者」の次に「(金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）第2条第4項に規定する移住者を除く。）」を加え、同条第2号中「第5条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日」を「第8条第1項の規定による申請の日」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の5第2項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号イ中「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）」を「金沢市定住の促進に関する条例」に改め、同号を同条第6号とする。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成28年9月30日」に改め、「については」の次に「、平成29年3月31日までの間は」を加える。

様式第1号中

10 多子世帯	該当する	該当しない
11 UJIターン	該当する	該当しない
12 用途地域		

を

10 多子世帯（予定）	該当する	該当しない
11 用途地域		

に改める。

附 則

- この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による申請に係る奨励金について適用し、同日前に行ったこの告示による改正前のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第107号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「耐震改修工事」の次に「(以下「耐震改修等」という。)を加える。

第2条第3号イの項中「平成7年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第4号中「緊急輸送道路に」を「緊急輸送道路（法第6条第3項第1号又は第2号の規定により金沢市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に限る。）に」に改め、同条第5号中「市長が別に定める方法により行う」を削り、同条第10号及び第11号中「居住する」を「居住し、その者又はその者と生計を一にする者が所有する」に改める。

第3条第1項中「既存建築物（前条第10号及び第11号に掲げる建築物にあっては、当該各号に掲げる者又はその者と生計を一にする者が所有するものに限る。）を所有する者のうち当該」を「次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が別に定める方法により」に、「耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事」を「耐震改修等」に改め、同項に次の各号を加える。

- 既存建築物の所有者
- 耐震改修等を行うことについて所有者の承諾を得た既存建築物の使用者又は使用予定者

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次条第2号ただし書の耐震改修工事における同表の規定の適用については、補助金の限度とした額から、過去にこの要綱に規定する補助金として交付した額を控除した額を、当該補助金の限度の額とする。

第9条各号列記以外の部分及び第1号中「耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事」を「耐震改修等」に改め、同条第2号中「耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事」を「耐震改修等。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める方法により行う地震に対する安全性を更に向上させる耐震改修工事を除く。

第9条第3号中「住宅・建築物安全ストック形成事業」の次に「及び耐震対策緊急促進事業」を加え、「耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事」を「耐震改修等」に改め、同条第4号中「耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事」を「耐震改修等」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則に次の1項を加える。

3 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間において、木造既存建築物の耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の申請を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定を受け、かつ、当該耐震診断に着手する者に係る別表の規定の適用については、同表木造既存建築物の項中「耐震診断に要する費用の4分の3」とあるのは「耐震診断に要する費用の5分の4」と、「150,000円」とあるのは「160,000円」と、「耐震診断に要する費用の3分の2」とあるのは「耐震診断に要する費用の4分の3」と、「130,000円」とあるのは「150,000円」とする。

別表木造既存建築物の項中「120,000円」を「150,000円」に、「100,000円」を「130,000円」に、「230,000円」を「260,000円」に、「200,000円」を「230,000円」に、「1,500,000円」を「1,800,000円」に、「1,300,000円」を「1,600,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

●金沢市告示第108号

金沢市地方競馬電話投票実施要綱（平成9年告示第233号）は、廃止する。

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市告示第109号

金沢市子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する要綱（平成26年告示第74号）は、廃止する。

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄